

令和4年3月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和4年3月23日(水)		開催場所	作東総合支所 2階 応接会議室
開会時間	午前10時00分		閉会時間	午前10時31分
出席委員	教育長	福田昌弘	職務代理者	平田邦義
			委員	万殿貴志
	委員	山本敏子		

会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
教育次長	平田幸春	教育総務課長	赤堀卓司
学校教育課長	甲本智之	社会教育課長	春名徹也
教育総務課課長補佐	渡邊祥子	学校教育課課長補佐	井口博文
社会教育課課長補佐	皆木いそ美	教育総務課係長	河本俊介
社会教育課係長	池田和雅		

日程 第1 開会

午前10時00分、3月定例教育委員会を開会する。

- ・河本係長、失礼します。それでは、ただいまから令和4年3月美作市定例教育委員会を開催いたします。「日程第2教育長あいさつ」福田教育長、挨拶をお願いいたします。

日程 第2 教育長あいさつ

- ・福田教育長、それでは3月の定例教育委員会について、岡本委員が欠席ですが、定足数に達していますので、教育委員会を開催したいと思います。コロナの状況ですが、ゆっくりと減少傾向になってはいますが、油断ができないところです。

保健所の検査について変更がありまして、中々、検査をしないという方向性になってきています。密になっていて心配がある人につきましては、こちらで簡易検査を実施しております。

学校現場の動きとしましては、1年9か月見てきまして、一番大きな課題は特別支援教育と長欠・不登校についてどう解消していくのかその見通しを模索しながら、中々、出口が見えない状況が続いています。

成果を上げている学校を見ますと、大まかに言えば、やはり校長のリーダーシップが大きい。それから、そのリーダーシップに合わせて、学び続ける教員がいるかないかがカギになると思います。校長先生だけが本気で頑張っても、教員がついていかないと、中々、成果が上がらないということが見えてきます。

対外的に国の方は主体的な学び、柔軟な学びを目指していますが、義務教育の段階では、硬直した部分が見られていると思います。

居場所が求められない子どもにとっては、今、不登校にはなっていないが、

フリースクール的なものを求めている動きがあります。その子たちの居場所をどのように作っていくかが課題になっていくと思います。
ざっくりとこれから目指していかなければいけないものを紹介しました、以上です。

日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・福田教育長、会議録署名委員に山本委員を指名する。

日程 第4 教育長の報告

- ・福田教育長、今回はございません。

日程 第5 議案審議

- ・福田教育長、「議案第9号 美作市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定について」教育総務課より 説明をお願いします。
- ・赤堀課長、「議案第9号 美作市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定について」説明させていただきます。
提案理由としましては、美作市立学校においてハラスメントの防止、排除のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置等について必要な事項を定め、適正に対応する必要があるということであります。
- ・平田委員、相談者というのはハラスメントを受けた本人または周りの方でよろしいですか。
- ・赤堀課長、はい。
- ・平田委員、条文で校長の責務とありますが具体的にどのようなことを行いますか。
- ・赤堀課長、どのようなハラスメントを受けたかという内容を確認していただいて、教育委員会に報告し、どのような対応していくか検討していくことになります。
- ・平田委員、相談窓口で相談員が相談を受けるとありますが、常設ですか。
- ・甲本課長、学校教育課が相談窓口となりまして、相談を受ける形となります。
- ・平田委員、第8条第2項に相談申込書を提出するとなっておりますが、最初に電話で一報ではどうでしょうか。
- ・井口補佐、文面で行きますと申込書の提出があつて、やむを得ない場合は、電話や電子メールとありますが、このところは、柔軟に対応していきます。
- ・平田委員、このような相談があつた場合、校長へも報告しますか。
- ・井口補佐、報告します。また、情報共有を含めた聞き取りも行います。
- ・山本委員、数年前、兵庫県であつたようなことはないと思いますが、保護者から先生に対して困つた案件がありますか。
- ・甲本課長、保護者からの要求はありますし、学校教育課へ報告がきているものもあります。
- ・万殿委員、保護者から教員に対するものについての要綱等がありますか。
- ・甲本課長、このような要綱等は、ありません。
- ・万殿委員、以前、英田小学校が荒れている時に、萩原市長が何度か来てくだ

さって、校長先生とPTA会長をしっかりした人を選任してくださって、その後は、なくなりました。まずは、校長先生のリーダーシップ、PTA会長がしっかりしないとモンスターペアレンツの問題については、難しいと思います。

- ・万殿委員、先生同士のハラスメントは、あるのでしょうか。
- ・甲本先生、現状、ハラスメントの相談は、ここ数年ではありません。
- ・万殿委員、僕たちも研修を受けましたが、訴えられたら訴えられた方が敗けです。現在は、このようなことが起きた場合、対象者を処分するか、対象者が処分されなければ、その会社が処罰されるという厳しい状況です。要綱が制定されることによって、ハラスメントを抑止する効果にもなるので、いいことだと思います。
- ・万殿委員、相談員の方というのは、法律に詳しい方ですか。
- ・井口補佐、学校教育課の課員で男女2名が対応させていただきます。
- ・万殿委員、手に負えない時の対応は、考えられていますか。
- ・井口補佐、処理委員会で協議検討となると思いますが、処理委員会内にも法律の専門家はいないので、そのような場合は、美作市の顧問弁護士に相談することも考えています。
- ・万殿委員、美作市の顧問弁護士に相談された方が早いと思います。対応を間違えると大変なことになります。
- ・平田委員、校長が職場の中をしっかり見て、コミュニケーションをしっかりとっていくのが一番だと思います。
こういう問題は、いきなり裁判になることもあるから、その時に学校側が何も知らなかったとなることが一番の問題です。
- ・万殿委員、同じことをしても人によって、訴えられる場合と訴えられない場合がある。同じことをしても、コミュニケーションがよくとれていて仲のいい人の場合は訴えられないが、仲の悪い人の場合は訴えられることがあるので、先程、平田さんが言われたコミュニケーションが大事になってくる。
- ・平田委員、ハラスメントの問題は非常に難しい問題です。研修という言葉がありますが、ハラスメントとはどういうものなのか、こちらにそういう気持ちがなくとも受ける方からすればハラスメントだということになります。研修で、こういう場合でもハラスメントになる等、些細なことであってもハラスメントと捉えられたらそうなるといった研修をしっかりやっていただきたい。
- ・万殿委員、スルハラと言われている匂いのハラスメントもありまして、あの人の匂いが嫌ですというものです。その判例もありまして、改善ができない場合は、処罰されるということです。
- ・福田教育長、苦情処理の段階で対応できるのが一番いいと思います。その段階で合意が取れないから、こういう状況に対応するための要綱となります。研修につきましては、校長が集まった時に不祥事案件を基に研修を行っており、その後、教頭が中心になって、各学校の教員へ伝えている。
この要綱があると周知すれば、教育委員会という所属内で問題が解決できるということになり、もしこれが無いということになると、問題が外部に行ってしまうということになるので、その辺りを十分注意していかなければなら

ない。

- ・万殿委員、この要綱について、4月1日からということは説明されますか。
- ・甲本課長、4月4日の校長会で、この要綱について説明させていただきます。
- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第9号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第9号を承認いたします。
- ・福田教育長、続きまして、「議案第10号 美作市スクールバス運行規則の一部を改正する規則について」教育総務課より 説明をお願いします。
- ・赤堀課長、提案理由としましては、児童・生徒の安心安全な通学を確保するため運行しているスクールバスの路線を追加し運行するためのものです。資料2の改正後をご覧ください。
美作北小学校田殿・豊国線の明見の一部を削除しまして、新たに美作北小学校桜川・明見線を追加するものです。利用者範囲は櫛原下、明見です。
次に土居小学校福山線を新たに追加しまして、利用者範囲は現在利用されている万善、国貞、鈴家、田淵、柿ヶ原、角南です。また、土居小学校土居線を追加しまして、利用者範囲は竹田、土居の一部（万の台）、白水として、4月1日より運行します。
- ・山本委員、今回、小学校のスクールバス利用の通学距離が4kmから2kmに変更になって、美作北小学校と土居小学校がこの度、変更になったということですが、他の学校についても変更はありますか。
- ・赤堀課長、現在、変更しようとしているものは、前々から要望がありまして対応させていただいております。他の小学校につきまして、現在のところ要望が上がってきておりませんが、バスの台数にも制限がありまして対応がまだできない状況もありますので、要望等も見ながら今後の対応について検討していきます。
- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第10号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第10号を承認いたします。
- ・福田教育長、続きまして、「議案第11号 美作市指定重要文化財の指定に係る諮問について」社会教育課より 説明をお願いします。
- ・春名課長、提案理由としましては、美作市長内415に所在する長正寺の木造不動明王像、木造阿弥陀如来立像、木造薬師如来立像について、美作市指定重要文化財申請書が提出されたことに伴い、美作市文化財保護条例第3条第3項の規定に基づき、美作市文化財保護委員会に意見求めるため、同委員会へ諮問してよろしいかお伺いするものです。申請書の内容につきましては、担当の池田係長より説明させていただきます。
- ・池田係長、資料3に3体分の申請書をつけさせていただいております。
美作市長内の長生寺は、現在、無住のお寺でありまして、位田の真休寺のご住職が管理をしております。この仏像3体につきましては、地元の方が年末、お寺の片付けをしている時に出てきたということです。仏像3体を見ますと衣装に細かい細工があるので、貴重なものではないかということで申請が上

がってきております。

中でも不動明王につきましては、京仏師というブランド化した仏師が作ったと記されておりますので、それも含めて文化財保護委員の方にご意見をいただきたいと思っております。

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第11号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第11号を承認いたします。

日程 第6 その他、

- ・福田教育長、次回定例教育委員会の開催について、お願いします。
- ・平田次長、通常であれば、4月27日（水）ですが、教育長が会議出席のため、26日（火）、もしくは28日（木）の午前10時からを提案させていただきたいと思っております。5月の定例教育委員会につきましては、予定通り5月25日（水）となります。
- ・全員、どちらでもよい。
- ・福田教育長、日程については、岡本委員にお尋ねして調整後、通知するというところでお願いいたします。

日程 第6 閉会

- ・福田教育長、午前10時31分、3月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者 氏名	教育総務課 河本俊介	会議録 署名	教育長 福田昌弘 委員 山本敏子
-------------	---------------	-----------	---------------------